

J-PLACE 鳥栖広報業務委託仕様書

1 業務名

J-PLACE 鳥栖広報業務

2 目的

J-PLACE 鳥栖について、令和4年度より全場全レースの発売など、来場促進に向けた取組を実施している。

本業務において、来場を促進するための広報を行うことで、J-PLACE 鳥栖への来場者数の増加を図る。

3 業務期間

契約日から令和5年3月31日（金）まで

4 業務内容

以下の内容で広報業務を行うこと。なお、(1)、(2)については、以下2点を盛り込んだ内容とすること。

・J-PLACE 鳥栖では、JRA が発売する全場全レースの勝馬投票券が購入可能であること。

・J-PLACE 鳥栖は、佐賀競馬場内に存在すること。

また、(1)、(2)の製作費は、あわせて300万円～500万円程度で見積もること。

(1) テレビCMの作成及び放映

テレビCM（15秒）を作成し、以下の時間帯及び回数で放映すること。掲載期間は10月～12月の3か月を想定しているが、協議により決定する。

(ア) TVQ「うまDOKI」

毎週土曜 15～16時 前後の時間帯で2本 計24本

(イ) テレビ西日本「競馬BEAT」

毎週日曜 15～16時 前後の時間帯で2本 計24本

(2) ポスターの作成及び掲載

ポスターを作成し、以下の枚数で掲載すること。掲載期間は7月～12月の6か月を想定しているが、協議により決定する。

(ア) 西鉄大牟田線 150枚程度

(イ) 福岡市地下鉄 200 枚程度

(ウ) J R九州 (福岡近郊) 150 枚程度

※掲載方法はドア横ポスターを想定しているが、掲載期間の空き状況を加味し、協議により決定する。

(3) その他の提案

予算内で、他に最適と思われる提案があれば行うこと。(ただし、ラジオ、新聞での広告は除く)

6 留意事項

- ・業務の遂行にあたっては、事務局と随時打ち合わせをして行うこととする。
- ・本仕様書に定めのない事項については、事務局と業務受託者が協議のうえ、これを定めるものとする。
- ・個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)に基づき、適切に管理するものとする。
- ・業務の遂行にあたり、第三者(事務局及び業務受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこととする。また、素材全般について、肖像権や施設における許可等問題のないものを使用すること。
- ・業務受託者が作成したデータや写真、イラスト、動画、文書等の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、事務局に帰属するものとする。ただし、業務受託者が単に使用する場合には、事務局と協議するものとする。業務受託者は、事務局に対して著作者人格権を行使しないものとする。